

事業者向けの主な支援

令和5年5月24日時点

貸付

売上減少に伴う資金繰りを支援 ※融資対象者には一定の要件があります	政府系金融機関による特別貸付【国】	新型コロナウイルス感染症特別貸付 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に業況悪化を来している事業者を対象に特別金利が適用されます。
コロナ関連融資からの借換えや経営改善に係る資金繰りを支援	経営改善借換資金	融資利率1.3% 保証料率 対象者①②0.0% ③ 0.2% ④⑤0.2~1.15% 融資限度額 1億円 融資期間 10年以内(据置5年以内) 対象者 次のいずれかに該当し、経営行動計画書を策定する者 ①セーフティネット保証4号の認定を受けた者 ②セーフティネット保証5号の認定を受けた者(売上高が15%以上減少している者) ③セーフティネット保証5号の認定を受けた者(②該当者を除く) ④売上高が前年同期比5%以上減少する者 ⑤利益率が前年同期比5%以上減少する者
コロナ禍における「原油価格・物価高騰」の影響による利益減少に伴う資金繰りを支援	緊急経済対策資金(物価高騰特別枠)	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額 3,000万円 融資期間 10年以内(据置2年以内) 対象者 次のいずれかに該当する者 ・平均利益率▲15%以上について、商工会議所又は商工会の認定を受けた者 ・セーフティネット保証5号の認定を受けた者(原油等の仕入価格の上昇を要因とするものに限る)

○日本政策金融公庫
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505
平日9時~17時

中小企業振興課
☎092-643-3424

補助・助成

一時休業などにより、休業手当などを支給する場合	雇用調整助成金【国】	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。 助成額:「休業を実施した場合に支払った休業手当に相当する額」×助成率(中小企業2/3 大企業1/2) (1人1日あたりの上限額8,355円)
ポストコロナ・ウィズコロナに向けた新たな取組を支援	事業再構築補助金【国】	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組みを支援 補助率、補助額(成長枠の場合) 中小企業:1/2、100万円~7,000万円 中堅企業:1/3、100万円~7,000万円
コロナ禍における「原油価格・物価高騰」の影響を受ける小規模事業者を支援	小規模事業者販路開拓応援補助金	コロナ禍における「原油価格・物価高騰」の影響を乗り越えるために、国の小規模事業者持続化補助金<一般型>を活用し、販路開拓の取り組みを行う県内小規模事業者を支援

福岡助成金センター
雇用調整助成金分室
☎092-402-0537
または
北九州雇用調整助成金
臨時窓口
☎093-616-0860

事業再構築補助金コールセンター
☎0570-012-088
☎03-4216-4080
※平日9時~18時

中小企業振興課
☎092-643-3425

猶予

納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。
--------	-------	---

国税:各税務署
県税:各県税事務所
市町村税:各市町村

地域経済の活性化支援策

地域商品券発行支援	商工会議所・商工会や商店街が行うプレミアム付き地域商品券の発行を支援	中小企業振興課 ☎092-643-3420
「新たな福岡の避暑の旅」観光キャンペーン	県内を旅行する際の宿泊代や旅行代の割引の実施、地域の飲食店や土産店等で利用可能な地域クーポン券を発行	観光局観光振興課 ☎092-643-3429